

平成 20 年度資金不足比率(21 年度公表分)

平成 21 年 9 月 10 日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項に基づき公営企業の資金不足比率を公表するものです。平成 19 年度決算から毎年この時期に公表を行います。

公営企業会計	実質収支または 資金不足・剰余額 (千円)	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
水道事業会計	585,009	-	20.0
病院事業会計	△584,964	13.0	20.0
公共下水道事業 特別会計	0	-	20.0

※△表示は赤字を示す

下水道事業は決算上は赤字ですが、将来的には解消することが可能な赤字と見込まれるため、「実質収支または資金不足・剰余額」はゼロとなっています。(下水処理場の建設など初期投資が大きいが、将来的には使用料収入等で資金不足を解消することが見込まれるため。)

病院事業は医師不足等を原因とした赤字により、平成 19 年度は資金不足額が 21 億円ほどありましたが、平成 20 年度に公立病院特例債を 14 億円起債し(今後 7 年間で返済)、経営健全化に取り組んだことにより、資金不足比率は経営健全化基準内の 13.0%まで改善しました。

[資金不足比率とは]

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化したものです。この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消することが難しくなります。